

# 日本の401K制度とFPの役割



For Your Happy Life   
 家計の総合相談センター

株式会社 家計の総合相談センターはCFP認定者・社会保険労務士・税理士のメンバーで個別相談業務・セミナー講師・執筆業務をしている会社です。



学ぶ



相談する



実践する

# プロフィール

吉田江美 株式会社家計の総合相談センター 代表取締役  
ファイナンシャルプランナー（CFP）、1級FP技能士、MBA。  
名古屋商科大学大学院会計ファイナンス科客員教授



中央大学大学院国際会計学科卒業。株式会社TKCで税財務ソフトコンサルに従事後、公認会計士事務所が母体の独立系FP会社にてFP相談業務、金融機関向けFP講座講師、労働組合・厚生年金基金主催マネープランセミナー講師などに従事。平成9年に株式会社家計の総合相談センターを設立し、相談業務、各種講師、執筆業務などの活動をしている。東京・名古屋・大阪でCFP、税理士、社会保険労務士などのお金の専門家のメンバーで来店型相談センターを開設、トヨタ自動車、トヨタグループ各社のライフプランセミナー、上場企業向け確定拠出年金講師、金融機関主催のセミナー講師なども多数担当している。FP歴23年、一貫してパーソナルファイナンスの普及に携わっている。

著書「パソコンでマネープラン」(翔泳社)、「ネコでもわかる年金の入門の入門」(中経出版)、「FP相談の実務」(新日本法規出版)、新聞、テレビ、ラジオなどマスコミの取材、出演多数。

## <家計の総合相談センターメンバーの著書>

### <グループ会社>

- 株式会社 保険相談センター
- 税理士法人 税金相談センター
- 社労士法人 年金相談サービス
- 株式会社 相続相談センター
- 株式会社 住宅相談センター



# 日本版401Kの歴史と現状

---

いつから

どんな制度

加入者数

# 401K教育取組み例

---



## 401K教育取組み例

---



# マッチング拠出とは？

■平成24年から日本でも可能に

→会社毎に導入するかどうかを検討

会社負担分＋社員負担分が月51,000円までが上限  
(社員負担分は会社負担分を上回らない範囲で)

■社員掛金分は、給与天引きで全額所得控除

→掛け金×(所得税率・住民税率)分が節税に。

会社が年末調整で税金の計算をしてくれます。

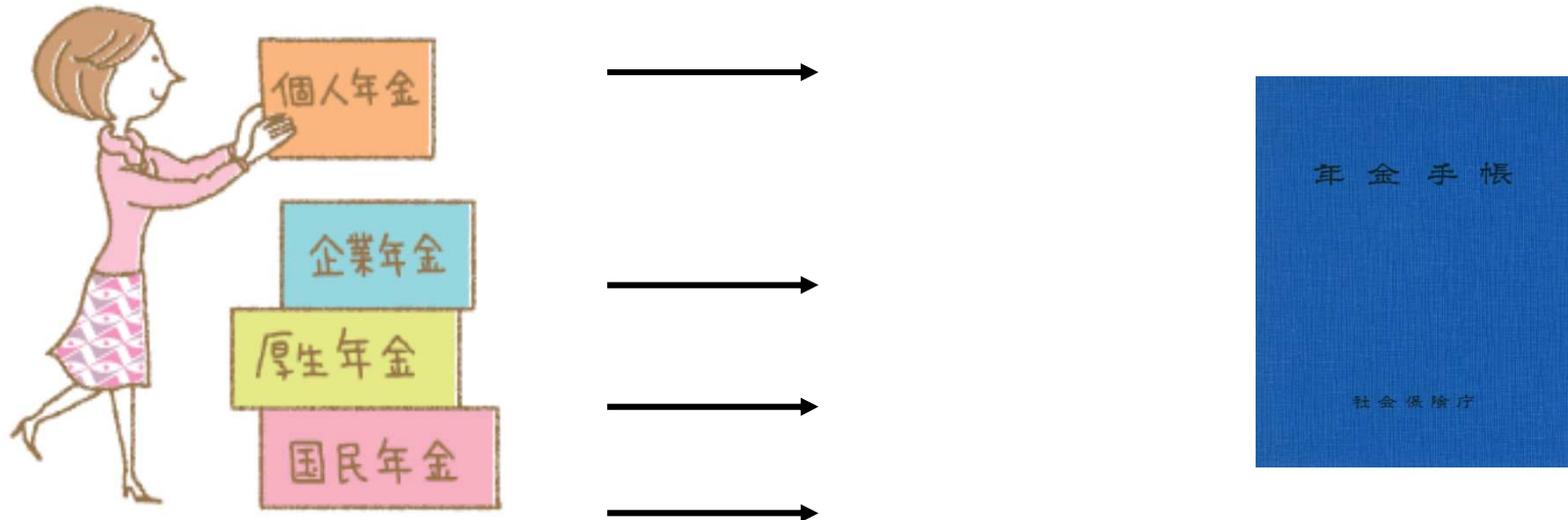
■社員掛金の変更は年1回可能。停止も再開の可能。

# あなたの年金の状況は？

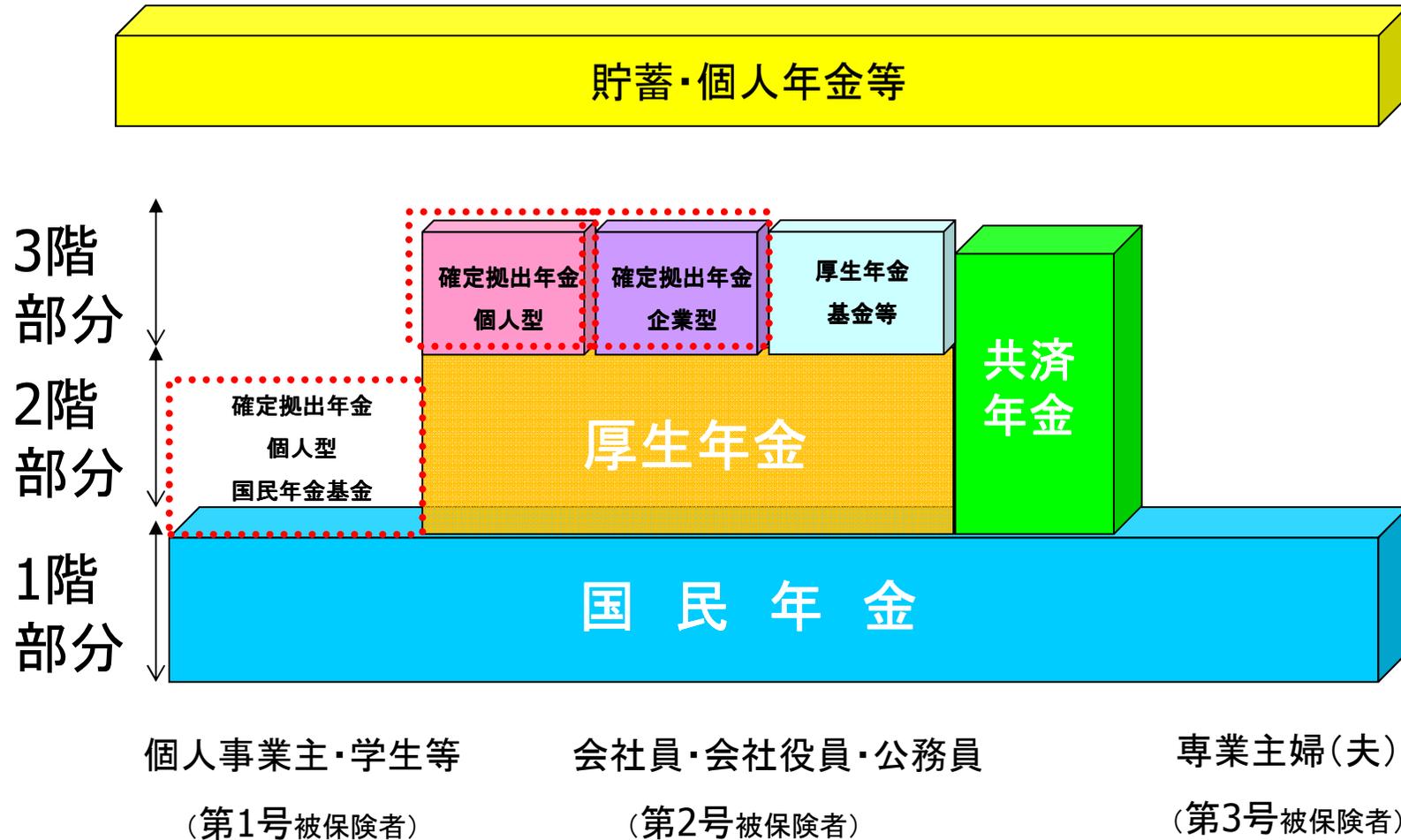
いつから

年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	...
国民年金																										
厚生年金																										
企業年金																										

いくら



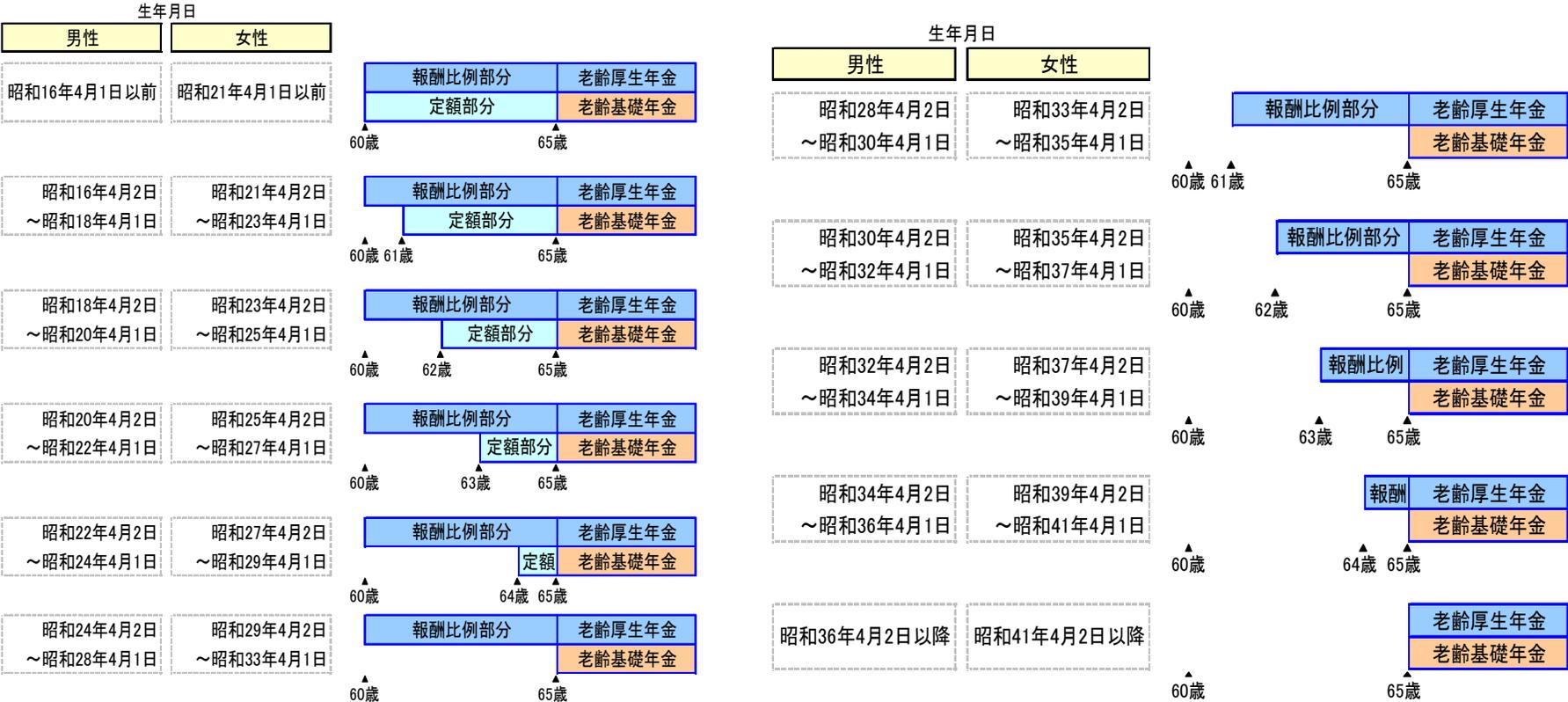
# 年金の仕組み



# 公的年金の支給開始年齢

厚生年金の支給開始年齢は生年月日により異なります。

65歳より前から支給開始となる厚生年金を「特別支給の厚生年金」といい、現役時代の報酬に比例して年金額が決まる「報酬比例部分」と厚生年金の加入期間のみで金額が決まる「定額部分」があります。



# 公的年金の金額は？

## ①国民年金(老齢基礎年金)の年金額

老齢基礎年金の年金額は、国民年金の保険料を納めた期間の長さによって計算されます。たとえば、国民年金の保険料を納めたとされる期間が40年間あれば、老齢基礎年金の年金額は年額約79万円です。なお、厚生年金の加入期間のうち、20歳から60歳になるまでの期間は、国民年金の保険料を納めた期間とされます。

<b>老齢基礎年金</b>	
<b>786,500円</b> (基礎満額)	$\times \frac{\text{国民年金保険料を払った月数}}{480\text{か月}(40\text{年})}$

20歳から60歳まで加入して約79万円/年

## ②厚生年金(老齢厚生年金)の年金額

老齢厚生年金の年金額は、厚生年金加入中の給料の平均額と、厚生年金の加入期間の長さに応じて計算されます。これを、報酬比例の年金額といいます。

<b>老齢厚生年金</b>			
加入中の		生年月日	加入
平均給与額	$\times$	ごとの乗率	$\times$ 月数

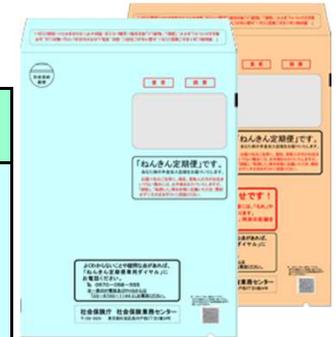
給与の平均と勤続期間によりかわる

# ねんきん定期便の見方

平成21年度から、原則として被保険者全員へ加入状況や年金見込額について記載された「ねんきん定期便」が毎年誕生月に送付されています。具体的な通知内容は次のとおりです。

	内容
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年金加入期間</li> <li>② 年金見込額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 50歳未満の方・・・加入実績に応じた年金見込額</li> <li>イ 50歳以上の方・・・「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額</li> </ul>                             ただし、既に年金受給中(全額停止も含む)の方には、年金見込額は通知しない                         </li> <li>③ 保険料の納付額</li> <li>④ 年金加入履歴</li> <li>⑤ 厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額</li> <li>⑥ 国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況</li> </ul>
平成22年度～	<p>上記①～③について、更新された記録。⑤及び⑥について、直近一年分。</p> <p>&lt;35歳、45歳、58歳の方&gt; 上記①～⑥の更新された記録。</p>

平成21年度



平成22年度  
～平成23年度



平成24年度～  
(ハガキ)



# 50歳未満

年金後納郵便

親展

「ねんきん定期便」です

必ずご覧ください

差出人

日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505  
 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
 (※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

ご案内は内封にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。  
 なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日現在の年金加入記録に基づいて作成されています。内容にご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご相談(お申出)ください。

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

① これまでの年金加入期間(共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (本納期間を除く)
第1号被保険者 (本納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金合計 (本納期間を除く)			
24 月	0 月	24 月	106 月	月	130 月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(本納期間及び既得月以内の重畳加入期間を除く)が必要です。

② これまでの加入実績に応じた年金額(今後の加入実績により年金額は増加します)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年間)	213,000 円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年間)	178,800 円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額【老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計】	(年間)	391,800 円

※年金額は、これまでの加入期間(厚生年金基金加入期間を含む)のみに応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。  
 ※年金額が表示されていない場合は、期間が重複している年金加入記録がある場合等ですので、お近くの年金事務所にご相談ください。

\*上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は 7,836,000 円になります。  
 (60歳まで加入した場合等の年金受給額は「ねんきんネット」で試算できます)

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	467,250 円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	1,520,107 円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額)	1,987,357 円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は前納額を控除し、定額は加算額を加算して計算しています。  
 ※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。  
 ・保険料率と標準報酬が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。  
 ・厚生年金基金加入期間時、免除保険料(標準報酬額が厚生年金基金に納付する保険料額)を控除して計算しています。  
 ・「専ら最近の所得状況です」の保険料納付額も同様に計算しています。

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、音声コードです。目の不自由な方でも、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。

12

# 年金額を確認しよう

## 老齢基礎年金の見込額を計算します

これまでのあなたの納付実績に、将来の見込みを記入して計算します。

平成24年度の年金額(満額)

これまでの加入月数

これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額

これまでの加入実績に応じた年金額(期間を除く)

$$\frac{\text{保険料納付済月数}}{480\text{月}} \times 786,500\text{円} + 200\text{円} \times \text{付加保険料納付済月数} = \text{① } 213,000\text{円}$$

※百円未満四捨五入

(注)・国民年金保険料を納付していただいた月数に厚生年金保険被保険者期間(20歳前の期間は除きます。)の月数を加えた月数になります。  
 ・保険料免除期間のある方の月数計算については、パンフレット5ページの[免除期間の月数の考え方]をご覧ください

今後の加入による受給額の予測

### ◆今後加入する期間および今までの共済組合員期間に基づく年金額

$$\frac{\text{今後、60歳までの期間(月数)を記入}}{480\text{月}} \times 786,500\text{円} + 200\text{円} \times \text{今後納付する付加保険料月数を記入} = \text{② } 534,200\text{円}$$

※百円未満四捨五入

今後60歳までの加入月数を記入

〔基礎年金の見込額〕

$$\text{①} + \text{②} = \text{747,200円}$$

※百円未満四捨五入

老齢基礎年金の見込額

# 年金額を確認しよう

## 老齢厚生年金の見込額を計算します

これまでのあなたの加入実績に、将来の見込みを記入して計算します。

**これまでの給与と賞与の平均**

◆これまでの加入実績に応じた年金額

平成15年3月までの平均の標準報酬月額(月給のみ)

184,490 円

生年月日に応じた給付乗率

× 7.125 /1,000 ×

24

**これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額**

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12)

307,810 円

生年月日に応じた給付乗率

× 5.481 /1,000 ×

70 月

= ① 149,600 円

**これから退職までの月数を記入**

**今後の加入による受給額の予測**

◆今後、退職時まで勤務される期間およびその間

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月給+賞与の1/12)を仮置

450,000 円

生年月日に応じた給付乗率

× 5.481 /1,000 ×

32 月

= ② 804,062 円

**これから退職までの「(月給+賞与) ÷ 12」の平均を予測して記入  
ここでは45万円と予測**

今後、退職時まで勤務される期間(月数)を記入

〔厚生年金の見込額〕

① + ② =

953,700 円

※日円未満四捨五入

**老齢厚生年金の見込額**

※この計算例においては、厚生年金保険の加入期間も通常の厚生年金保険

※ご記入いただいたため、

# ねんきんネット

 ねんきんネット(申請用トップページ)

## 初めてご利用になる方

ブラウザの【戻る】ボタンや【更新】ボタン等は使用できませんので、これらのボタンで画面操作しないよう  
ご留意願います。

 **ご利用登録**  
(アクセスキーをお持ちの方)

 **ご利用登録**  
(アクセスキーをお持ちでない方)

年金個人情報を照会いただくにはご利用登録が必要です。

※日本年金機構における個人情報の取り扱いについては[こちら](#)になります。(別ウィンドウで開きます)

※アクセスキーについては[よくあるご質問](#)をご覧ください。(別ウィンドウで開きます)

 **サービスのご案内**

ご利用いただけるサービスをご案内いたします。

 **手続きの流れ**

手続きの流れをご説明いたします。

# ねんきんネット

## (3)今後の職業（働き方）を選択

<質問1>  
就労等の状態（働き方）を以下から選択してください。  
現在の就労等の状態（働き方）を継続される方は、「現在の就労等の状態を継続する」を選択してください。  
現在の就労等の状態（働き方）から変更される方は、(1)から(7)を選択してください。

- 現在の就労等の状態を継続する
- (1) 自営業を営む
- (2) 会社員（常勤、フルタイム）として就職する
- (3) 会社員（非常勤、パートタイム）として就職する
- (4) 会社員の配偶者として扶養家族となる（第2号被保険者）
- (5) 学生
- (6) 退職等により無職
- (7) その他の方（公務員として就職する等）

## (3)今後の職業（働き方）を選択

「今後の職業の入力」画面で、今後予想される就労等の状態（自営業、会社員等の働き方）を選択します。

複数の年金加入情報を設定したい場合は、「年金加入情報を追加」ボタンを押して(3)～(4)を繰り返します。

## (4)各種質問に回答

<質問1>  
お勤めになる際の収入（月額）を入力してください。

おおよそ  円 (年: 100,000円)

<質問2>  
お勤めになる際の給与について、支払月と金額を入力してください。

1:  月  円 (年: 6月300,000円)  
2:  月  円  
3:  月  円

<質問3>  
選択された就労等の状態と収入の状況が継続する期間を入力してください。

40 歳 00 月 00 日から  歳  月 00 日まで (年: 10歳11月まで)

## (4)各種質問に回答

「加入制度に関する確認」画面で、今後の収入等の見込に関する各種の質問に回答します。（質問の内容は(3)で選択した就労等の状態により異なります。）

【質問項目の例】

- お勤め先は厚生年金基金に加入していますか？
- お勤めになる際の収入を入力してください。
- 収入の状況が継続する期間を入力してください。

# 60歳以降の不足額は？(例)

単位:万円

本人	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	...	
配偶者													
国民年金 (本人)									79	79	79	79	79
厚生年金 (本人)									120	120	120	120	120
国民年金 (配偶者)													
厚生年金 (配偶者)													
合計額①									200	200	200	200	200

空白の7年間は  
いくら不足しますか？

基本 生活費②	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

不足額 ②-①	▲300	▲300	▲300	▲300	▲300	▲300	▲300	▲300	▲100	▲100	▲100	▲100	▲100
------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

4000万円  
以上不足

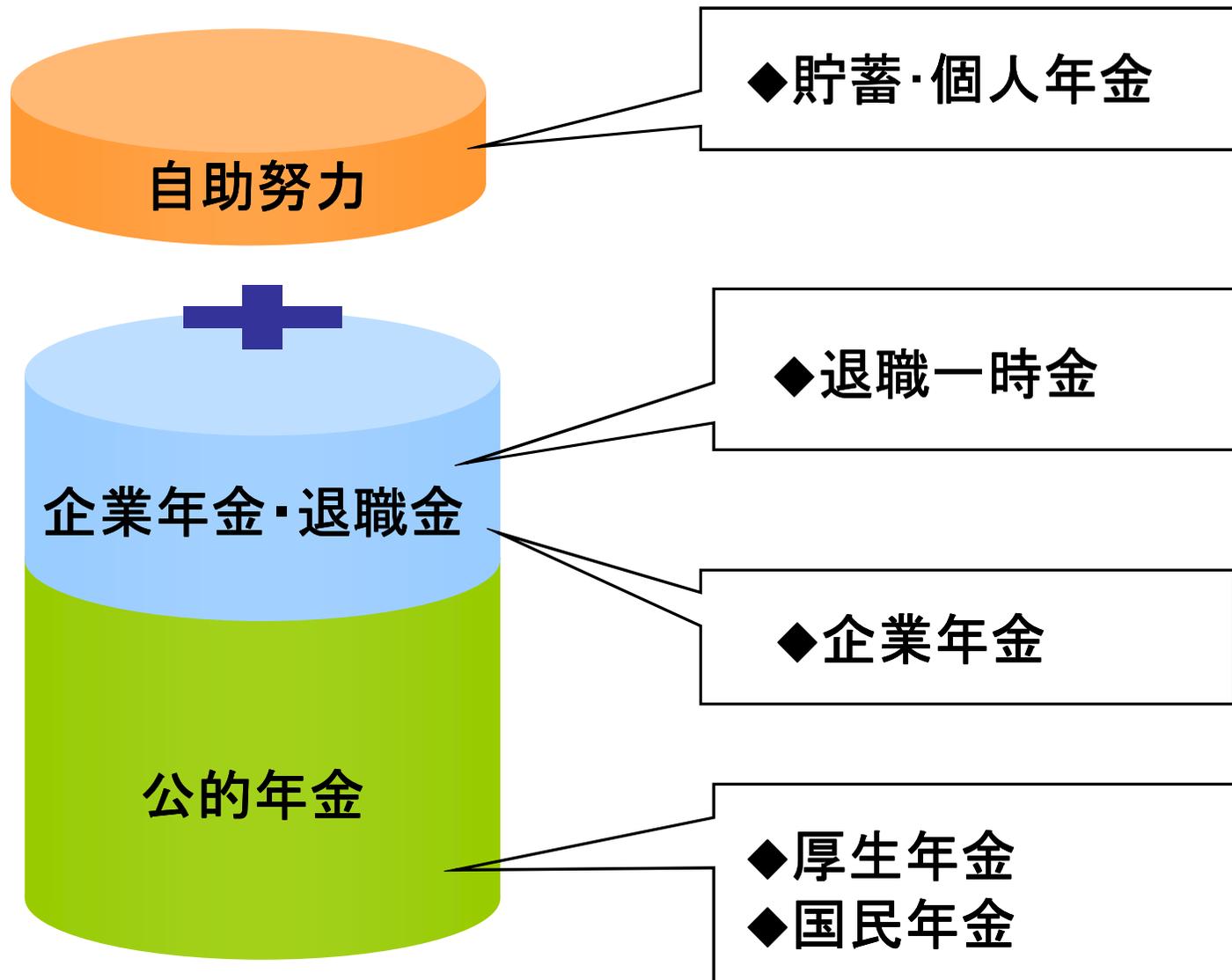
60歳～67歳で  
300万円×7年間=2100万円不足

+

68歳～89歳で  
100万円×21年間=2100万円不足

# 退職金・企業年金の位置づけ

---



# 日本版401Kの商品の特徴(企業型)

## 定期預金

カテゴリー	商品	委託会社名
預金	スルガ確定拠出年金 スーパー定期(1年)	スルガ銀行
	スルガ確定拠出年金 スーパー定期(3年)	スルガ銀行
	スルガ確定拠出年金 スーパー定期(5年)	スルガ銀行
	ろうきん確定拠出年金定期預金(スーパー型)	労働金庫連合会

## パッシブ運用

カテゴリー	商品	委託会社名	信託報酬
日本株式	DC日本株式インデックス・オープンS	三井住友トラスト・アセット・マネジメント	0.21%
日本債券	DC日本債券インデックス・オープンS	三井住友トラスト・アセット・マネジメント	0.17%
外国株式	DIAM外国株式インデックス<DC年金>	DIAMアセットマネジメント	0.26%
	海外新興国(エマージング)株式インデックスファンド	日興アセットマネジメント	0.58%
外国債券	野村外国債券インデックスファンドDC	野村アセットマネジメント	0.22%
	海外新興国(エマージング)債券インデックスファンド	日興アセットマネジメント	0.55%
バランス型	SBI資産設計オープン<スゴ6>	三井住友トラスト・アセット・マネジメント	0.71%
	DCインデックスバランス80	日興アセットマネジメント	0.36%
	DCインデックスバランス60	日興アセットマネジメント	0.34%
	DCインデックスバランス40	日興アセットマネジメント	0.32%
	DCインデックスバランス20	日興アセットマネジメント	0.29%
その他	SMT J-REITインデックス・オープン	三井住友トラスト・アセットマネジメント	0.42%
	SMT グローバルREITインデックス・オープン	三井住友トラスト・アセットマネジメント	0.58%

# 日本版401Kの商品の特徴(企業型)

## アクティブ運用

カテゴリー	商品	委託会社名	信託報酬
日本株式	フィデリティ日本成長株	フィデリティ投信	1.61%
	DC・ダイワバリュー株オープン(DC底力)	大和投信	1.60%
	フィデリティ・日本バリュー・ファンド	フィデリティ投信	1.58%
外国株式	朝日N-VEST グローバルバリュー株オープン	朝日ライフアセットマネジメント	1.89%
	シュローダー-BRICs株式ファンド	シュローダー・インベストメント・マネジメント	1.97%
	フィデリティ・アジア株・ファンド	フィデリティ投信	1.82%
外国債券	国際グローバルソブリン(DC)	国際投信投資顧問	1.31%
	フィデリティ・ストラテジック・インカム・ファンドAコース	フィデリティ投信	1.50%
バランス型	マイストーリー・株25	野村アセットマネジメント	0.58%
	マイストーリー・株50	野村アセットマネジメント	0.58%
	マイストーリー・株75	野村アセットマネジメント	0.58%
	セレブライフ・ストーリー2025	SBIアセットマネジメント	0.46%
	セレブライフ・ストーリー2035	SBIアセットマネジメント	0.46%
	セレブライフ・ストーリー2045	SBIアセットマネジメント	0.46%
	セレブライフ・ストーリー2055	SBIアセットマネジメント	0.46%

# 知っておきたいインデックス(指数)の意味

指数の名称	対象	銘柄数
<p>※株価指数とは、株式市場全体あるいは特定の銘柄グループの値動きを平均化して1つの値に集約した目安で、一般的には市場全体の動向を表してくれます。 株価指数と同じ動きをするように作られている投資信託がインデックスファンドと呼ばれます。機械的に運用しやすいのでコストを低く抑えられるメリットがあります。</p>		
<p>◆国内株式指数 TOPIX 東証株価指数</p>	<p>東京証券取引所第一部に上場する内国株全銘柄を対象として算出した指数。 日本の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数。</p>	約1700銘柄
<p>◆先進国株式指数 MSCI KOKUSAI Index MSCI コクサイ指数</p>	<p>日本を除く先進国24ヶ国の上場企業で構成されており、日本以外の先進国に分散投資できる株価指数。 アメリカ、イギリスやドイツなどが入っており、先進国の85%をカバーしている。</p>	約1300銘柄
<p>◆新興国株式指数 MSCI Emerging Markets Index MSCI エマージング指数</p>	<p>成長が期待できる主要な新興国21ヶ国の上場企業で構成され、新興国に分散投資できる株価指数。 中国や、韓国、インド、ブラジルなどが入っており、新興国の85%をカバーしている。</p>	約800銘柄
<p>◆国内債券指数 NOMURA-BPI 野村債券指数</p>	<p>日本の公募債券流通市場全体の動向を表す指数。日本の国債、日本の社債に分散投資できる。</p>	約700銘柄
<p>◆先進国債券指数 World Government Bond Index ワールドガバメントボンド指数</p>	<p>日本を除く先進国23ヶ国の債券の動向を表す指数。日本以外の先進国の国債、社債などに分散投資できる債券指数。 アメリカ、イギリスやドイツが入っている。</p>	約500銘柄
<p>◆新興国債券指数 JPM Emerging Markets Bond JPMエマージング債券指数</p>	<p>米JPMorgan社が提供する新興国38ヶ国に分散投資できる債券指数。 中国、ブラジル、ロシアなどが入っており幅広くカバーしている。</p>	約200銘柄

# 日本版401Kの商品の特徴(個人型)

---

加入状況

取扱金融機関

# マネープランの3つのポイント



# 税制優遇を受ける保険・年金づくり

## 平成24年 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	氏名		(受給者番号)																
		フリガナ																		
		山田 太郎		(役職名)																
種別	支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額										
給料・賞与	内百万	千	円	百万	千	円	百万	千	円	内百万	千	円								
	6	000	000	4	260	000	2	230	000			105 500								
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	長期保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	老人									
		特定	老人	その他	特別	その他					有	無								
有		千	円	人	従人	内	人	従人	人	従人	内	人								
○																				
(摘要)								配偶者の合計所得		千		円								
								個人年金保険料の金額		千		円								
								旧長期損害保険料の金額		千		円								
扶養親族未 満16歳 未 成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者		寡婦		寡婦	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日						
					特別	その他	一般	特別			就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年
																	○	47	8	4
支払者	住所(居所)又は所在地		東京都〇〇区〇〇																	
	氏名又は名称		〇〇〇株式会社						(電話)			000-00-0000								



控除額は最大12万円  
ですが、活用していま  
すか？

# ポイント1

昨年から生命保険料控除が拡大していますが、活用できていますか？



# ポイント2

過去10年以内の国民年金の未納額を追納・後納でき、社会保険料控除が活用できますが、活用していますか？



## 平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所

**保・配特**

給与の支払者控除

### ◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた年金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
				氏名	新・旧の区分		
					新・旧		
					新・旧		
					新・旧		
					新・旧		
②のうち新保険料等の金額の合計額		A	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額	① (最高40,000円)		計(①+②) ③ (最高40,000円)	
②のうち旧保険料等の金額の合計額		B	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額	② (最高50,000円)		②と③のいずれか大きい金額 ④	
②の金額の合計額		C	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額			④ (最高40,000円)	
②のうち新保険料等の金額の合計額		D	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額	④ (最高40,000円)		計(④+⑤) ⑥ (最高40,000円)	
②のうち旧保険料等の金額の合計額		E	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額	⑤ (最高50,000円)		⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦	
計算式Ⅰ(新保険料等専用)		計算式Ⅱ(旧保険料等専用)		生命保険料控除額		計(⑦+⑧+⑨)	(最高120,000円)
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式	
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで		A、C又はD× $\frac{1}{2}$ +10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE× $\frac{1}{2}$ +12,500円	
40,001円から80,000円まで		A、C又はD× $\frac{3}{4}$ +20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE× $\frac{3}{4}$ +25,000円	
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円	

### ◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000円を越える場合は申告できません) 円

(フリガナ) 配偶者の氏名

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は配偶者の住所又は居所

○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。  
あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の両方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
給与所得①	円		円 (マイナスの場合は0円)
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥			
①~⑥以外の所得⑦			
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A 円

○ 配偶者特別控除額の早見表

収入の金額	控除額⑧
0円から380,000円未満	0円
380,001円から449,999円未満	380,000円
450,000円から499,999円未満	310,000円
500,000円から549,999円未満	260,000円
550,000円から599,999円未満	210,000円
600,000円から649,999円未満	160,000円
650,000円から699,999円未満	110,000円
700,000円から749,999円未満	60,000円
750,000円から799,999円未満	30,000円
800,000円以上	0円

配偶者特別控除額 早見表引当りの金額 円

### 社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計(控除額)			円

### 小規模企業共済

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
個人型又は企業型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	円

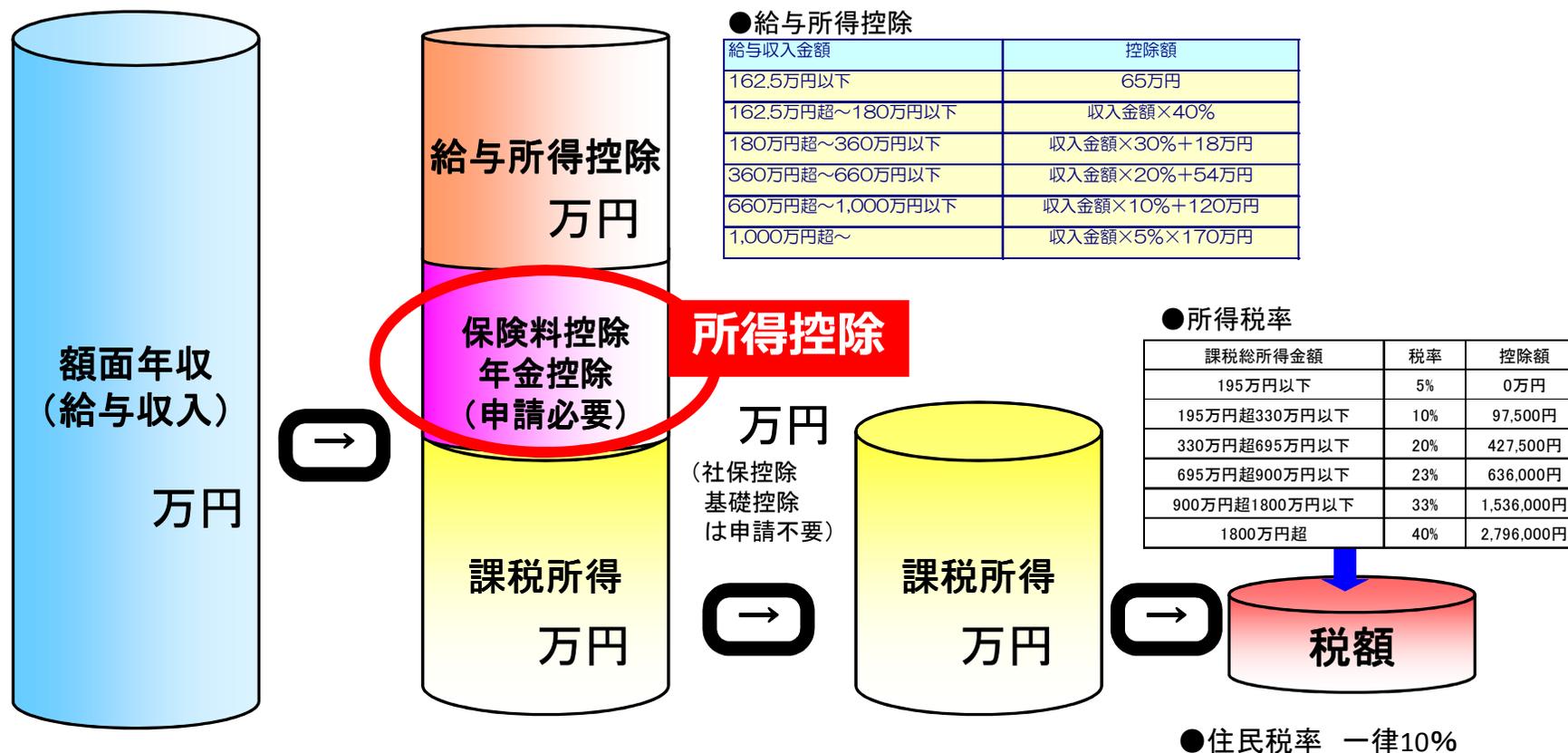
◎ この申告書は、平成24年9月1日現在の所得税法等関係法律の規定に基づいて作成してあります。

# ポイント3

企業年金がない方は、日本版401Kの個人型の掛け金が控除できますが、活用していますか？  
勤務先に401K制度があり、昨年から改正されたマッチング拠出制度が導入されている方は、マッチング拠出分の掛け金が控除できますが活用していますか？

# 税制を考慮した“じぶん年金づくり”

税金の計算は、額面年収から様々な控除を引いた後に税率を掛けて計算されています。その中で、所得控除は税制改正で変更があったり、活用次第で節税になる項目です。まずは、ご自身の控除項目や税額や税率を確認しておきましょう。



※平成25年～平成49年についてはこの他に復興特別所得税として各年の所得税額に対して2.1%が課税されます。

# 源泉徴収票から税率を確認

## 平成24年 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	氏名 (受給者番号) (フリガナ) 太郎
種別	支払金額	給与 金額
給料・賞与	6,000,000	4,260,000
控除対象配偶者 の有無等	配偶者特別 控除の額	所得控 除の額
有無	千円	千円
○		2,230,000
(摘要)		源泉徴収税額
		105,500
扶養親族 16歳未満	未成年者	外国人
死亡退職	災害者	乙欄
本人が障害者	特別	その他
妻	特別	その他
寡婦	特別	その他
勤労学生	特別	その他
中途就・退職	就職	退職
年	月	日
明	大	昭
平	年	月
日	日	日
○	47	8
支払者	住所(居所) 又は所在地	東京都〇〇区〇〇
	氏名又は 名称	〇〇〇株式会社
	(電話)	000-00-0000

表A

課税総所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0万円
195万円超330万円以下	10%	97,500円
330万円超695万円以下	20%	427,500円
695万円超900万円以下	23%	636,000円
900万円超1800万円以下	33%	1,536,000円
1800万円超	40%	2,796,000円

### <計算例>

$$\textcircled{1} \quad 4,260,000\text{円} \quad - \quad \textcircled{2} \quad 2,230,000\text{円} \quad = \quad \textcircled{3} \quad 2,030,000\text{円}$$

③の額を表Aに  
当てはめると  
↓  
10 %

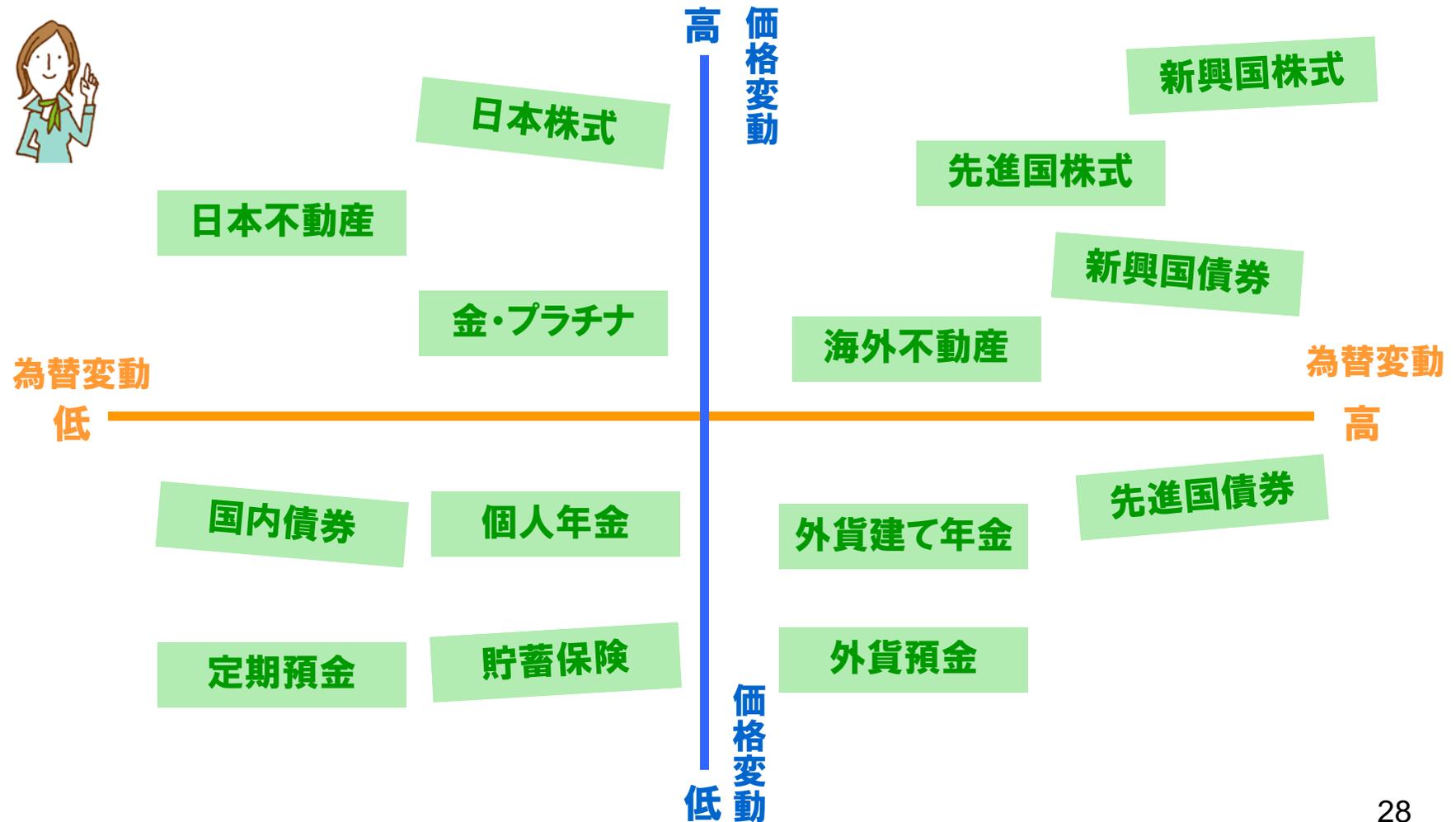
### <あなたの場合は?>

$$\textcircled{1} \quad \text{ } \quad - \quad \textcircled{2} \quad \text{ } \quad = \quad \textcircled{3} \quad \text{ }$$

③の額を表Aに  
当てはめると  
↓  
%

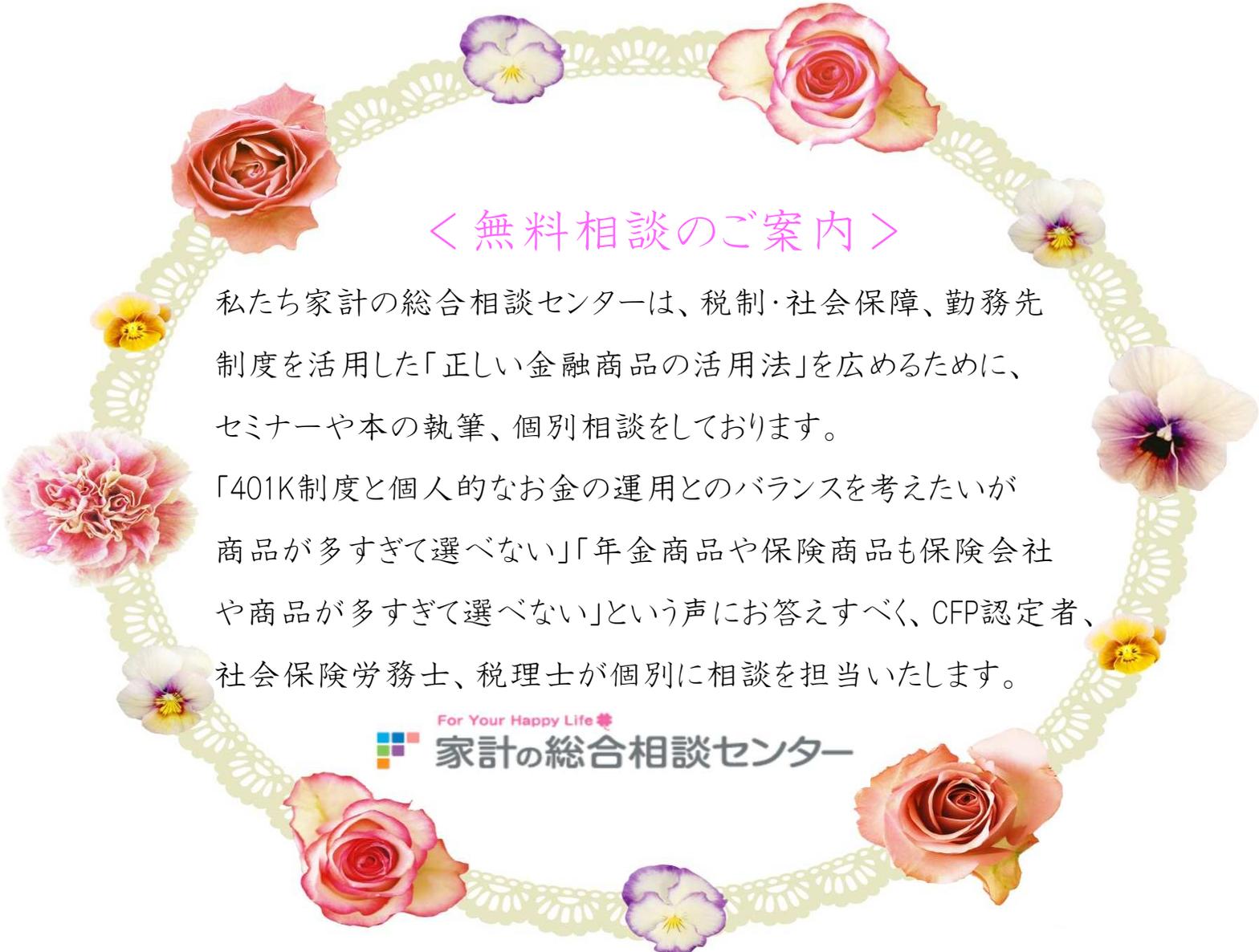
# 多様化する金融商品

どのように組み合わせますか？



# 工夫次第で変わる長期資金設計

※年齢は年末時点表示		平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
西暦			2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
年齢	世帯主		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	配偶者		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	第一子		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	第二子		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
収入	世帯主収入	1.0%	529	534	540	545	550	556	562	567	573	579
	配偶者収入				128	128	128	128	128	128	128	128
	世帯主年金											
	配偶者年金											
	住宅資金贈与			1000								
収入計			529	1534	668	673	678	684	690	695	701	707
	生活費	0.5%	300	302	303	305	306	308	309	311	312	314
支	住宅費		120	1500	15	15	15	15	15	15	15	15
	ローン返済			140	140	140	140	140	140	140	140	140
	保険料		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
出	子供関連費(第1子)	0.5%	54	54	55	35	35	35	35	35	35	49
	子供関連費(第2子)	0.5%				55	55	55	35	35	35	36
	その他の継続的支出	0.5%	8	8	48	8	8	49	8	8	50	8
	その他の一時的支出	0.5%		302					206		312	
支出計			552	2375	631	627	629	672	819	615	970	632
年間収支			-23	-841	36	46	49	12	-129	81	-270	75
	金融資産残高	0.5%	1585	752	792	842	895	911	787	871	606	684
	住宅ローン残高			2500	2416	2373	2328	2282	2234	2185	2134	2082
主なイベント			第一子幼稚園	車の買換え 住宅購入		第一子幼稚園入学			第二子小学校入学 車の買換え		第一子中学入学 車の買換え	第一子中学入学



## ＜無料相談のご案内＞

私たち家計の総合相談センターは、税制・社会保障、勤務先制度を活用した「正しい金融商品の活用法」を広めるために、セミナーや本の執筆、個別相談をしております。

「401K制度と個人的なお金の運用とのバランスを考えたいが商品が多すぎて選べない」「年金商品や保険商品も保険会社や商品が多すぎて選べない」という声にお答えすべく、CFP認定者、社会保険労務士、税理士が個別に相談を担当いたします。

For Your Happy Life   
 家計の総合相談センター

0120-3737-88

[www.happylife.ne.jp](http://www.happylife.ne.jp)

[info@happylife.ne.jp](mailto:info@happylife.ne.jp)

